

「情報公開文書」

受付番号： 受付-26238

課題名：下顎骨正中・傍正中部骨折を合併した両側・片側性関節突起骨折の臨床的検討-後ろ向き研究-

1. 研究の対象

2013 年 1 月～2020 年 12 月に東北大学病院 歯科顎口腔外科において、下顎骨正中・傍正中部骨折を合併した両側・片側性関節突起骨折と診断された方

2. 研究期間

2022 年 8 月（倫理委員会承認後）～2025 年 3 月

3. 研究目的

下顎骨骨折のうち特に関節突起骨折は、術野へのアプローチが困難であり、顎関節開放手術においては顔面神経損傷のリスクもあるため、有効な治療法の統一見解が未だ見出されておられません。また、下顎骨骨折の病態に関しては、骨折部位に応じたさまざまな骨折パターンの分類が用いられており、関節突起骨折は下顎骨正中・傍正中部骨折と合併した介達骨折により生じることが多いとされています。そこで本研究では、関節突起骨折が両側・片側性に生じた症例をそれぞれ分析し、その特徴を調査し、治療法の選択基準を検討することを目的としました。今回、過去8年間の当科における上記合併骨折症例に対し、臨床学的特徴および画像所見を分析し、後ろ向き研究を行うこととしました。

4. 研究方法

対象は 2013 年 1 月から 2020 年 12 月までに東北大学病院 歯科顎口腔外科において、下顎骨骨折を認めた 123 例のうち、関節突起骨折に下顎骨正中・傍正中部骨折を合併した 33 症例を対象とし、対象者の性別や年齢、受傷原因、下顎骨の骨折部位、治療法などを分析します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

外来診療録や入院診療録、CT 画像など。

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

東北大学大学院 歯学研究科 顎顔面・口腔外科学分野

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出
ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学歯学研究科 顎顔面・口腔外科学分野 野上晋之介

TEL：022-717-8350, FAX：022-717-8359 仙台市青葉区星陵町 4-1

研究責任者：東北大学歯学研究科 顎顔面・口腔外科学分野 講師 野上晋之介

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求
することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口と
なります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知ら
せ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合